

浅香山浄水場残置物撤去等に関する遵守項目

1 適用範囲

本書は、浅香山浄水場跡地活用事業者募集要領「6 事業計画提案書等の提出（4）残置物の撤去等について」に関する遵守項目とする。

2 残置物の撤去等

- (1) 公開図書「残置物に関する撤去参考図面」（以下「撤去参考図」という。）に記載の残置物の撤去範囲は、売却予定地及び隣接する浅香山緑道予定地内の境界部分（境界から 2.5m）とする。
- (2) 残置物の撤去等に伴い、近隣への影響及び必要な調査、対策を検討し、関係機関と協議の上、適切な処置を行うこと。
- (3) 残置物の撤去等に係る調査、申請等は売却先事業者の責任と費用において実施すること。
- (4) 本市から要請があった場合には業務記録の開示及び説明を行うこと。
- (5) 浅香山浄水場敷地内に存する残置物を撤去する際には、道路構造物（トンネル）に対する影響から事前に阪神高速道路株式会社と協議すること。
- (6) 残置物の撤去等は、令和 7 年 2 月 28 日までに完了すること。やむを得ない事由により撤去完了期限を変更する場合は、あらかじめ本市の承諾を受けること。
- (7) 鋳鉄管等の金属についてはスクラップとして売却処分すること。スクラップについては、売却先事業者の責任と費用負担により収集運搬を行うこと。
- (8) スクラップ処分においては、処分伝票の写しを整理したうえで本市に提出すること。
- (9) 売却先事業者は、残置物の撤去等により発生した本市が排出者責任を負う産業廃棄物を、本市が契約締結した産業廃棄物処理業務の委託業者（以下「処理業者」という。）の運搬車両に積載できるように取壊し、車両への積込みを行うこと。また、一時的に売却予定地内に掘起した産業廃棄物を仮置きする場合において、売却先事業者は、その所有する売却予定地内の当該仮置きに係る用地を本市に無償で使用させるものとする。また、本市は当該仮置き場からの積込費用等仮置きに係る一切の責任を負わないものとする。
- (10) 撤去参考図に記載のない施設、管及び杭等の構造物が事前調査や撤去において確認された場合、売却先事業者の責任と費用負担により掘起しまたは撤去し、処理業者の運搬車両に積載できるように取壊し、車両への積込みを行うこと。
- (11) 図面に記載のない埋設物の確認を行うため、撤去参考図の A 地区及び C 地区の GL-4.6m～-5.0m の範囲の深さを掘削すること。
- (12) 撤去参考図の D 地区に敷き均された廃路盤材深さ約 0.45m を掘起し、処理業者の運搬車両に積込みを行うこと。
- (13) 撤去参考図 D 地区に埋設されている基礎杭 3 本を引き抜き、処理業者の運搬車両に積載できるように取壊し、車両への積込みを行うこと。
- (14) 浅香山緑道と売却予定地（売却予定地の東側）の境界部分及び上下水道局管路用地と

売却予定地（売却予定地の西側）との境界部分については、埋設管等を切断後、残置側の管内に土嚢詰めし、再生砕石（RC-40）を敷均した後、コンクリート打設により管閉塞を行うこと。

3 石綿セメント管の取り扱い等

- (1) アスベスト（石綿）による労働者の障害予防の観点から、労働安全衛生法等の関連法令をはじめ、石綿障害予防規則を十分理解し、遵守しなければならない。
- (2) 次の事項について計画し、その計画により作業を行わなければならない。
 - (ア) 作業方法及び順序
 - (イ) 石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
 - (ウ) 作業員への石綿粉じんのばく露（石綿粉じんさらされること）を防止する方法
- (3) 石綿セメント管の撤去等に従事する作業員に対して、次の科目について、特別の教育を行わなくてはならない。
 - (ア) 石綿等の有害性
 - (イ) 石綿等の使用状況
 - (ウ) 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
 - (エ) 保護具の使用法
 - (オ) その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項
- (4) 石綿作業主任者を選任しなければならない。選任した石綿作業主任者には、作業員が石綿粉じんにより汚染され、又はこれを吸引しないように、作業方法を決定し、作業員を指揮し、保護具の使用状況を監視させなければならない。
- (5) 石綿のばく露防止対策や石綿粉じんの飛散防止対策を関係作業員や周辺住民に周知するため、次の事項を工事現場の見やすい場所に掲示すること。
 - (ア) 施工事業者名及びその住所及び連絡先
 - (イ) 作業期間
 - (ウ) 飛散防止のための措置概要

4 仮設下水管等の布設

現況、売却予定地の雨水排水は、D地区西側の雨水桝から上下水道局管路用地、A地区及び浅香山緑道を経由して既設下水管により大和川に放流されているが、撤去する残置物には既設下水管も含まれていることから、工作物撤去後から下水道整備完了までの雨水排水の確保を目的として、緑道予定地側境界部分に人孔を新設し、新設人孔と上下水道局管路用地の既設下水管を接続する仮設下水管を布設すること。新設人孔の設置及び仮設下水管等の布設は、緑道整備工事第2期工事施工開始までに完了すること。

なお、公共下水道の整備完了後は、仮設下水管の撤去及び新設人孔内の仮設下水管接続開口部について閉塞を行うこと。また、上下水道局管路用地と売却予定地（売却予定地の西側）との境界部分は、仮設下水管及びD地区の雨水桝からの既設管を切断後、残置側の管内に土嚢詰めし、再生砕石（RC-40）を敷均した後、コンクリート打設により管閉塞を行うこと。

5 安全対策

- (1) 撤去工事関係車両が河川道路を通行する際には、交通整理員を5名配置すること。配置場所については、本市と協議すること。
- (2) 関係機関・地元との協議の結果及び工事進捗の遅れによる交通整理員の増員については土地購入者にて負担すること。

6 産業廃棄物処理業者との調整

本市が契約締結した産業廃棄物処理業務の収集運搬業者及び産業廃棄物処分場との調整について、以下のとおり実施すること。

- (1) 週間及び月間工程表を書面にて本市に提出すること。なお、週間工程表は毎週水曜日の12:00までに翌週の工程を、月間工程表は毎月20日までに翌月の工程を本市に提出すること。
- (2) 週間工程表には運搬予定台数及び予定処分量を表記すること。
- (3) 進捗報告を毎週金曜日に書面にて提出すること。
- (4) 業務を円滑に行うため、2営業日前に運搬台数及び処分量を本市に書面にて提出すること。
- (5) 天候不良等による作業の中止の場合、収集運搬業者、産業廃棄物処分場へ前日までに連絡し、本市に書面にて報告すること。
- (6) 当日の運搬台数及び処分量の増減は行わないこと。
- (7) 撤去作業及び収集運搬業者の運搬車両への積込みは原則として夜間(16:00～翌10:00)並びに土・日・祝日は行わないこと。

7 撤去予定数量

撤去予定数量は以下のとおり。

なお、樹木・植栽については、現状有姿での引渡しとなり、本市が排出事業者となる産業廃棄物に該当しないので、本市では、収集運搬・処分を行わない。

種別	数量
コンクリート殻（無筋）	1 5 3 2. 7 m ³
コンクリート殻（有筋）	4 4 2. 8 m ³
廃プラスチック類	1 2. 7 m ³
廃路盤材（RC-40）	8 6 1 2 m ³
スクラップ（鋳鉄管等）	1 3 6 t
石綿管（1 2 1. 2 m）	2 0. 8 4 t
アスファルト殻	9 4. 2 m ³

8 周辺環境への配慮

- (1) 施工箇所の土砂等が通行経路を汚さないように工事車両タイヤ洗浄機等を設置し、退

- 場する際はタイヤの洗浄を行うこと。
- (2) 騒音・振動対策を適切に行うこと。
 - (3) 取壊し、積込の際の粉塵対策を適切に行うこと。

9 マニフェスト交付

- (1) 産業廃棄物の収集運搬・処分において、産業廃棄物の排出事業者は本市であるが、平成23年3月17日付、環境省通達「環廃産発第110317001号」に基づき、本市のマニフェストの交付支援業務を行うこと。
- (2) マニフェスト交付支援業務では、産業廃棄物について、マニフェスト又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、搬出車両記録について自重計技術基準適合証及び自動車検査証を踏まえ、その書類を整理し、本市に提出すること。また、マニフェストシステムの実施管理を行うため、処理結果を記した「マニフェスト管理台帳」を作成し、本市に提出すること。

なお、マニフェスト交付の際、マニフェストの事業者名には「堺市上下水道局」と記載し、交付担当者欄には「売却先事業者の担当者名」を記載するものとする。

10 河川道路の通行等

河川管理用道路の通行において、撤去に使用する重機及び処理業者の収集運搬車両については、通行に関する許可を得ているため、着手前に使用する重機、通行車両の台数及びスケジュール等について、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所（以下、「河川事務所」という。）と協議すること。また、残置物等撤去完了後は、復旧方法や復旧時期等について河川事務所と協議し、適切に河川管理用道路の復旧を行うこと。

11 浅香山緑道の通行等

浅香山緑道の通行において、残置物等撤去工事に使用する重機及び本市が契約する収集運搬の車両については、通行に関する許可を得ているため、着手前に使用する重機、通行車両の台数及びスケジュール等について、堺市建設局公園緑地部（以下「公園管理者」という。）と協議すること。また、残置物の撤去等完了後は、緑道の復旧方法や復旧時期等について公園管理者と協議し、適切に復旧を行うこと。

12 公園境界部分の地下埋設物の撤去

- (1) 売却予定地と東側公園用地の浅香山緑道との境界部分に存在する残置物については、令和5年8月末までに売却先事業者にて撤去等（GL-5.0m掘起しを含む）を行うものとし、そのうち産業廃棄物に該当するものは浅香山浄水場跡地活用事業者募集要領「9産業廃棄物の処理について」のとおり本市が産業廃棄物の収集運搬・処分の費用を負担する。また、何らかの事情により期限までに当該部分の残置物の撤去等が困難である場合には、売却先事業者にて必要に応じて本市環境局等との協議を行ったうえで、公園管理者と残置物の撤去等についての必要な調整を行うものとし、売却先事業者の責任におい

て残置物を全て適切に処理するものとする。なお、産業廃棄物の収集運搬・処分費用を除く残置物の撤去等に要する一切の費用は売却先事業者の負担とする。

(2) 公園との境界部分の残置物の撤去に関する公園への占用申請は、本市が公園管理者に行うものとするが、撤去工法等の内容に関する事前協議及び撤去工事後の埋設物撤去及び公園用地側の残置管閉塞等の工事写真の提出等については、売却先事業者が直接公園管理者に行うものとする。

13 協議

本項目に関し疑義のある事項又は本項目に定めのない事項については、本市と売却先事業者が協議のうえ決定する。